

新東京都GAP推進事業 (認証取得・維持に必要な施設等の補助)の概要

目的

東京都では持続可能な東京農業の実現に向けて、「東京都GAP認証」の普及・拡大を進めています。より多くの農業者が「東京都GAP認証」に取り組み、認証農産物の流通が促進されるよう、認証の取得や維持に向けた環境整備について支援を行います。

実施年度

令和5年度～

事業対象者

- ① 「新東京都GAP認証」を取得した農業者
- ② 「新東京都GAP認証」の取得に向け、指導を受けている農業者（当年度中に認証申請をする見込みの方に限ります）
- ③ 「東京都GAP認証」を取得した農業者
- ④ ①②③の方の支援を行う区市町村

事業費

10～80万円（1受益者あたり）

補助率

1/2以内（上限40万円）

対象となる環境整備

（「新東京都GAP認証」を取得もしくは維持、「東京都GAP認証」を維持する上で必要なものに限り）

＜施設整備＞

- ①手洗い設備・トイレ、②使用する水の浄化装置、③農薬のドリフト対策施設・装置、④調整・出荷・保管施設への小動物・鳥類の侵入防止設備、⑤調整・出荷・保管施設、⑥照明の飛散防止設備、⑦異物混入・アレルギーとの交差汚染防止施設（新のみ※）、⑧貯蔵・予冷库、⑨野生鳥獣の侵入防止施設、⑩土砂等の流出防止施設、⑪作業環境の改善に係る施設の整備、⑫IPMの実施に必要な施設、⑬温室効果ガス削減に資する施設（新のみ）、⑭農場からの排水対策施設（新のみ）

施設整備の例



⑥照明の飛散防止設備の整備（飛散防止タイプの蛍光灯に変更）



⑯農薬保管庫の整備

＜備品等の購入＞

- ⑮記録用情報機器・システム・ソフトウェア、⑯農薬保管庫、⑰機械等の洗浄に必要な機械等（新のみ）、

＜専門家による助言や指導＞（新のみ）

- ⑱農場のルールづくり等、⑲クレーム対応手順等、⑳労務管理体制の構築、㉑機械・施設等の適正使用

＜分析の実施＞

- ㉒残留農薬分析委託（生産物）、㉓水質分析委託、㉔残留農薬・重金属等分析委託（ほ場）、㉕計量機器等の点検・校正（新のみ）

※新東京都GAP認証のみを対象とする

（補助対象とならないもの）

- ・農業生産上通常必要な取組、及び単純更新や維持管理費
- ・自費又は他の助成により実施中のもの
- ・事業実施主体の構成員に対する賃金、報償費、旅費
- ・支出を確認できる書類のないもの
- ・振り込み手数料、代引き手数料等
- ・消費税

（問い合わせ先）

東京都産業労働局農林水産部
食料安全課 生産環境担当
電話 03-5320-4834

東京都農業振興事務所
振興課 農業環境担当
電話 042-548-5052

事業手続きの流れ

事前準備

「新東京都GAP認証」をこれから取得する方の準備です

- 「新東京都GAP認証」の取得に向けて、普及指導員・営農指導員やコンサルタント等専門家による指導を受けてください。
- 改善状況の確認や助言等を受けて、当年度中に「新東京都GAP認証」の申請ができる見込みであることを確認してください。



実施計画書等の作成、提出

実施計画書（事業実施要領 別記様式1）を作成、提出する。

≪添付書類≫

- 本事業を受ける要件を証明する書類（「新東京都GAP認証」取得に向けたコンサル資料等）、経費一覧表（事業実施要領 別記様式1 別紙1）、経費積算の根拠資料（見積書、設計図等）、その他（施設整備前の写真等）農業経営の概要が分かる資料（事業実施要領 別記様式1 別紙2）



計画が承認されたら

補助金交付申請書等の作成、提出

補助金交付申請書（補助金交付要綱 別記様式第1号）を作成、提出する。

≪添付書類≫

- 誓約書（補助金交付要綱 別記様式第1号の2）



補助金の交付が決定したら

事業実施（施設整備、備品購入、分析実施）
交付決定前に実施した分については
補助の対象から外れてしまうのでご注意ください！！！！



実績報告書等の作成、提出

実績報告書（補助金交付要綱 別記様式第8号）、完了報告書（同第9号）を作成、提出する。

≪添付書類≫

- 経費一覧表（補助金交付要綱 別記様式第8号 別紙）、2社程度の見積書、契約を確認できる書類等、成果物の図面又は写真、支出を証明できる書類（領収書等）、財産管理台帳
- 東京都GAPチェックシート、東京都GAP認証申請書の写し



補助金の額の確定を受けたら

補助金請求書等の作成、提出

補助金請求書（補助金交付要綱 別記様式第11号）を作成、提出する。

≪添付書類≫

- 口座振替依頼書

（書類の提出先）

東京都農業振興事務所振興課 農業環境担当
〒190-0022 立川市錦町3-12-11 3階
電話 042-548-5052